

環境厚生常任委員会

日 時 平成 2 6 年 6 月 1 7 日 (火)

午前 1 0 時 0 0 分 ~

場 所 第 1 委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 請願審査

(1) 受理番号 4 手話言語法 (仮称) 制定を求める意見書の提出を求める請願

4 議案審査

(1) 第 2 号議案 平成 2 6 年度亀岡市病院事業会計補正予算 (第 1 号)

(2) 第 1 2 号議案 和解に係る損害賠償額の決定について

【市立病院】

(3) 第 1 号議案 平成 2 6 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 1 号)

【健康福祉部】

5 討 論 ~ 採 決

6 その他

○ アユモドキ保全活動としての外来魚リリース禁止について

【環境市民部】

○ 議会だよりの掲載事項について

○ 次回の月例開催について

釣りをする際の注意点

キャッチ&リリース

釣ったオオクチバスなどをその場で放すいわゆる「キャッチ&リリース」は外来生物法では規制されません。ただし、自治体によっては独自に「キャッチ&リリース」を条例で禁止している場合がありますので注意が必要です。

釣り大会などで...

外来生物法は釣りをすること自体を規制するものではありませんが、次の注意が必要です。

○ 釣ったオオクチバスなどは、釣り大会終了後は生きたまま保持することはできません。
(本法で規制される「保管」に当たります)

○ 釣ったオオクチバスなどを、湖周道路など釣った湖沼・河川の外に持ち出したり、釣った湖沼や、河川の一定水域以外の湖沼・河川に運び移す行為は認められません。
(本法で規制される「運搬」に当たります)
(湖周道路などに至らない公園、マリーナ、漁港等での取扱いは本法で規制されません)

○ 釣ったオオクチバスなどの取扱いは、リリースまで、釣り人自らが行わないといけません。例えば、釣り大会での検量行為は大会主催者が行うときも釣り人が立ち会い、そのリリースも釣り人が行ってください。
(リリースを大会主催者に任せることは、本法で規制される「譲渡し等」に該当します)

注) オオクチバスなどを釣ってその場で絞める場合は、その後の取扱いは本法で規制されません。

外来生物被害予防3原則

～侵略的外来生物による被害を予防するために

1. 入れない

～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に**入れない**

2. 捨てない

～飼っている外来生物を野外に**捨てない**

3. 拡げない

～野外にすでにいる外来生物は他地域に**拡げない**

外来生物は人間生活と密接にかかわりを持っていることが多く、その問題は日常生活に密着した問題であるため、国民の皆様一人一人のご理解と適切な対応が求められています。

外来生物に関わる際には、この原則を心にとめ、適切な対応とご理解・ご協力を、切にお願いします。

生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命、成長したときの大きさ、生態といったことを十分調べた上で、責任を持って終生飼育してください。

お問い合わせ先

最寄りの地方環境事務所等の野生生物課

北海道地方環境事務所	TEL: 011-299-1950
釧路自然環境事務所	TEL: 0154-32-7500
東北地方環境事務所	TEL: 022-722-2870
関東地方環境事務所	TEL: 048-600-0817
中部地方環境事務所	TEL: 052-955-2139
長野自然環境事務所	TEL: 026-231-6570
近畿地方環境事務所	TEL: 06-4792-0700
中国四国地方環境事務所	TEL: 086-223-1577
高松事務所	TEL: 087-811-7240
九州地方環境事務所	TEL: 096-214-0311
那覇自然環境事務所	TEL: 098-858-5824

詳しくは...

<http://www.env.go.jp/nature/intro/3breed/reo.html>

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話: 03-5521-8344

FAX: 03-3504-2175

外来生物法ホームページ

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

外来生物法

～特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律～

外来生物法

環境省・農林水産省

釣りをされる方へ

生きた状態の
外来生物の取扱いに
ご注意ください

▼オオクチバス

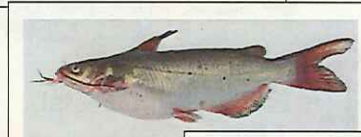


▼コクチバス



©(独)水産総合研究センター

チャネルキャット▲
フィッシュ



▲ブルーギル

写真提供
(財)自然環境研究センター

外来生物とは

もともとその地域にいなかったのに
人間活動によって他地域から入ってきた生物のことを指します。

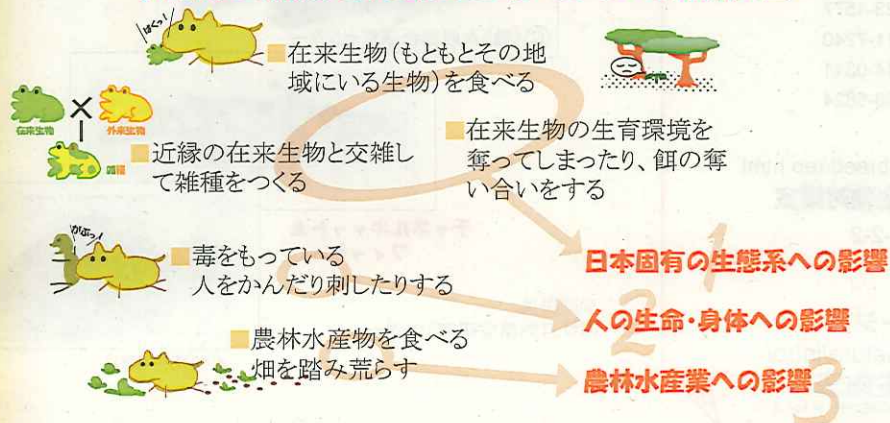
日本の野外に生息する外来生物の数は2,000種を超えるといわれています。
これらは、意図的・非意図的に関わらず、日常的に外国などからやってきます。

外来生物の中には、農作物や家畜、ペットのように
私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。
一方で、定着（帰化）している・していないに関わらず
地域の自然環境などに大きな影響を与えるものもいて
これらを侵略的な外来生物といいます。

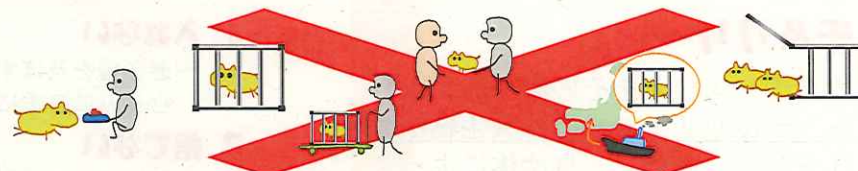
外来生物法では
生態系、人の生命・身体、農林水産業に
悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物を
特定外来生物として指定し
飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制すること
野外にいる特定外来生物の防除を進めることで
侵略的な外来生物の被害を防止することを
目的としています。

特定外来生物のうち魚類については
オオクチバスなどが特定外来生物に指定されています。
釣りを行う際には一定の注意が必要です
このリーフレットをよくご覧ください。

外来生物が引き起こす3つの悪影響



特定外来生物は
飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つこと



などが原則として禁止されます

※これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます

特定外来生物のリスト（平成23年7月1日現在）

哺乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クハラリス（タイワンリス）、タイリクモンガ（エゾモンガを除く）、トウブハイイロリス、キタリス（エゾリスを除く）、マスカット、アラグマ、カニクイアラグマ、アメリカミンク、ジャワマングース、シママングース、アキシシカ属、シカ属（ホンシュウシカ、ケラマジカ、マゲシカ、キュウシュウシカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く）、タマシカ属、シブゾウ、キョン
鳥類	ガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類	カミツキガメ、 <i>Anolis allogus</i> 、 <i>A. alutaceus</i> 、 <i>A. angusticeps</i> 、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、 <i>A. homolechis</i> 、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ミナオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンシジオ、タイワンハブ
両生類	ブレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、アカホシヒキガエル、オーケヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバスツキガエル（キューバアマガエル）、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類	チャネルキャットフィッシュ、ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ストライプトバス、ホワイバス、ヨーロピアンパーチ、パイパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
両生・サリ類	<i>Atrax</i> 属、 <i>Hadronyche</i> 属、 <i>Loxosceles reclusa</i> 、 <i>L. laeta</i> 、 <i>L. gaucho</i> 、セアカゴケグモ、ハイロゴケグモ、ジウサンボシゴケグモ、クロゴケグモ、キョウトウサリ科
甲殻類	<i>Astacus</i> 属、 <i>Cherax</i> 属、モクスガニ属（モクスガニを除く）、ウチダザリガニ、ラスティークレイフィッシュ
昆虫類	テナガコガネ属（ヤンバルテナガコガネを除く）、クモテナガコガネ属、ヒメテナガコガネ属、セイヨウオオマルハナバチ、ヒアリ、アカミアリ、アルゼンチンアリ、コガミアリ
軟体動物等	カワヒバリガイ属、クワガガイ、カワホトキスガイ、ヤマヒタチオビ（オカヒタチオビ）、ニューギニアヤリガタリクスムシ
植物	オオキンケイギク、ミスミマワリ、オオハシゴソウ、ナルサワギク、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドリメグサ、アレチウリ、オオササバ（ハロツフェザー）、 <i>Spartina anglica</i> 、ホトタウキクサ（ウオーターレタス）、 <i>Azolla cristata</i>

お知らせ

- 学術研究、展示、生業の維持などの目的で特定外来生物の飼育等をしたい方は、主務大臣の許可を受けることが必要です（オオクチバスなどの管理釣り場（いわゆる釣り堀）や養殖場についても、本法の許可が必要になります）。
- ペット・観賞の目的で特定外来生物の飼育等をする事は禁止されています。しかし、特定外来生物に指定された時、既に飼育等をしていた個体に限り、許可を得て飼育等を行うことができます。その場合、指定後半年以内に許可の申請を行う必要があります。
- 特定外来生物以外にも「未判定外来生物」、「種類名証明書の添付が必要な生物」については、輸入に制限がかかります。
- 手続などの詳細につきましては、裏面の「お問合せ先」までご連絡ください。